

新型コロナウイルス感染症関連情報

オミクロン株対応ワクチンの接種間隔が短縮されました

オミクロン株対応ワクチンは、前回の接種から3カ月が経過していれば、接種を受けられるようになりました。

今年の冬は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されています。オミクロン株対応ワクチンは、これまでのワクチンを上回る重症化予防効果とともに、感染予防効果、発症予防効果も期待されていますので、接種を受けられる時期がきた方は、ぜひ、お早めの接種をご検討ください。詳しくは、[千葉市 コロナワクチン 追加接種](#)

乳幼児（生後6カ月～4歳）へのワクチン接種が始まりました

接種日時点で生後6カ月以上の方は新型コロナワクチンの接種を受けられるようになりました。

新たに接種を受けられるようになった方には、既に接種券を送付しています。今後、対象となる方には、生後6カ月を迎える月の翌月中旬に接種券を送付します。ワクチンの接種にあたっては、安全性・有効性のほか、接種後の副反応など、さまざまな観点からご検討ください。接種は強制ではありません。

ワクチンの種類 ファイザー社の乳幼児用新型コロナワクチン

接種回数 初回接種として3回

接種間隔 2回目 1回目接種の3週間後

3回目 2回目接種の8週間後

* 接種の実施期間である3月31日（金）までに初回接種を完了するには、原則、1月13日（金）までに1回目の接種を受ける必要があります。

初回接種をまだ受けていない方へ

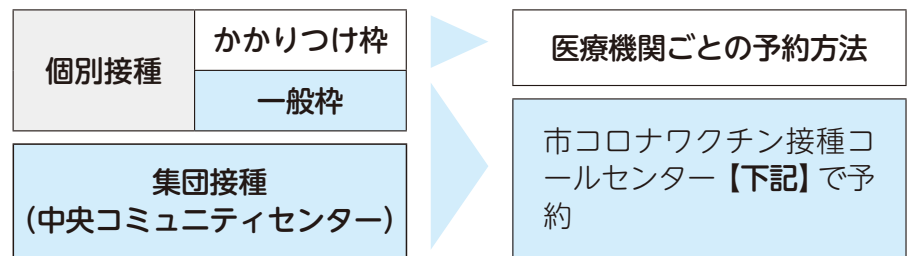
年内に初回接種を完了することをご検討ください

現在、オミクロン株対応ワクチンは追加接種のみで使用されているため、初回接種が完了しないと接種を受けることはできません。

オミクロン株対応ワクチンでの追加接種をご希望の方は、年内に初回接種を完了することをご検討ください。

詳しくは、[千葉市 コロナワクチン 初回接種](#)

予約方法 個別接種で各医療機関が直接予約を管理する「かかりつけ枠」での接種を予約する方は、直接、医療機関にお問い合わせください。個別接種でどなたでも接種を受けられる「一般枠」や集団接種会場での接種を予約する方は、市コロナワクチン接種コールセンター【下記】で電話予約できます。なお、WEB予約を開始する場合は、別途、市ホームページなどでお知らせします。



* ご予約の際はお手元に接種券をご用意ください。

相談・問い合わせ

● ワクチンの接種予約、接種会場、接種券発行

市コロナワクチン接種コールセンター

☎0120-57-8970

8:30～21:00（土・日曜日は18:00まで）

* 年末＝12月28日（水）21:00まで

年始＝1月4日（水）8:30から

耳や言葉の不自由な方

FAX245-5128 ☎cv-call@city.chiba.lg.jp

市ワクチン接種
予約サイト



● 接種後の副反応、医学的知見が必要となる専門的な相談

県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口

☎03-6412-9326 24時間（土・日曜日、祝日を含む）

年末年始のワクチンパスポートの発行

12月29日（水）～1月3日（火）は申請受付・発行を行いません。

年内に必要なとされる方は、12月23日（金）（必着）までに郵送にて申請を行ってください。なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、年末年始もコンビニエンスストアやアプリで発行できます。

臨時給付金を支給します

価格高騰緊急支援給付金

住民税非課税世帯等が対象です。詳しくは、市価格高騰緊急支援給付金コールセンターまたは価格高騰緊急支援給付金の相談窓口にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。[千葉市 価格高騰 給付金](#)

対象世帯

① **住民税非課税世帯** 世帯全員の2022年度分の住民税均等割が非課税で、2022年9月30日時点で千葉市に住民登録があり次のいずれかに該当する世帯

- 2022年1月1日以前から世帯全員が千葉市在住対象と思われる世帯には確認書を送付しました。内容をご確認の上、ご返送ください。
- 2022年1月2日以降に転入した方がいる世帯等申請書の提出が必要となります。

② **家計急変世帯** 申請時点で千葉市に住民登録があり、予期せず2022年1～12月の収入が減少し①と同様の事情にあると認められる世帯。申請書の提出が必要となります。

* いずれも課税されている方の扶養親族等のみの世帯を除く

支給金額 1世帯につき5万円

提出期限 1月31日（火）消印有効

申請書の入手方法 市価格高騰緊急支援給付金コールセンターに電話で請求または価格高騰緊急支援給付金の相談窓口で配布（ホームページから印刷も可）。

原油価格や、電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等や、子育て世帯を支援するため、給付金を支給します。

家計急変世帯の判定 2022年度分の住民税均等割が課されている世帯全員の、2022年1月以降の任意の1カ月の収入（給与・事業・不動産・年金収入（非課税は除く）の合計）を年収または所得に換算して、個々に判定します。

例 扶養親族がない単身世帯で給付金の対象となる場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{任意の1カ月の収入} \\ \hline 8\text{万円} \\ \hline \end{array} \times 12\text{カ月} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間収入} \\ \hline 96\text{万円} \\ \hline \end{array} \leq \begin{array}{|c|} \hline \text{非課税相当限度額 (収入額)} \\ \hline 100.0\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

* 非課税相当限度額について詳しくは、申請書をご確認ください。

価格高騰緊急支援給付金の相談窓口を開設中（支給対象の確認・申請は不可）

日時 平日8:30～17:30 **期間** 1月31日（火）まで

会場 中央保健福祉センター13階、花見川保健福祉センター3階、稲毛保健福祉センター1階、若葉区役所1階、緑保健福祉センター2階、美浜保健福祉センター4階

☎市価格高騰緊急支援給付金コールセンター ☎0120-776-090（平日8:30～17:30）

耳や言葉の不自由な方 ☎245-5541 ☎kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp

令和4年度千葉市子育て世帯臨時給付金

子育て世帯が対象です。詳しくはお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。[千葉市 子育て 給付金](#)

対象世帯 10月1日時点で、千葉市に住民登録があり、2007年（平成19年）4月2日～2023年（令和5年）2月28日に生まれた児童を養育する世帯など

支給額 1世帯につき1万円 **支給時期** 12月下旬以降

☎市子育て世帯臨時給付金事務局 ☎400-2606 こども企画課 ☎245-5547